

## 社会福祉法人むつみ会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 前条にかかわらず、月10日以上業務にあたる役員に対しては、別表2により、月額報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成29年 6月19日より適用する
2. この規程は、平成29年10月 1日より適用する

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬	交通費
評議員会出席報酬	10,000円	実 費
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円	実 費

別表2

名 称	報 酬	交通費	備考
理事長業務報酬 (日額)	10,000円	実 費	
理事長業務報酬 (月額)	250,000円	実 費	
理事業務報酬 (日額)	10,000円	実 費	
理事業務報酬 (月額)	10,000円	実 費	
監事役員会出席報酬 (日額)	10,000円	実 費	
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000円	実 費	

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	無	実 費